

入札説明書

福岡県こども療育センター新光園清掃業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年3月5日(火)

2 競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

福岡県こども療育センター新光園清掃業務

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(3) 履行場所

糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目2番1号

福岡県こども療育センター新光園

3 業務の仕様等

別紙「福岡県こども療育センター新光園清掃業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

4 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

5 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年3月11日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03(ビル清掃管理)で、「AA」の等級に格付けされている者

(2) 当該業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号若しくは第8号に該当し、同項に基づく本県知事の登録(清掃業及び総合管理業の登録をいう。以下同じ。)を受けている者又は本県以外の都道府県知事の登録を受けており、かつ、仕様に基づく業務履行が可能な場所に適正な従事者及び機械器具等を有する事業活動の拠点を設置することが可能である者

- (3) 事業共同組合は、官公需適格組合の証明を保持していること。
 - (4) 事業協同組合等とその組合員の関係に該当する者は、同時に本件業務の入札に参加できない。
 - (5) 本業務の従事者となる従業員の雇用に関して、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法ほか）を遵守できる者
 - (6) 令和3年度から令和5年度までの間に、1件で延床面積が3,000平方メートル以上の医療機関において、清掃業務を、12か月以上継続して履行した実績がある者
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 - (9) 過去3年間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第167条の4に該当しない者）
- 6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県子ども療育センター新光園経営管理課
〒811-0119 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2番1号
電話番号 092-962-2231
- 7 契約条項を示す場所
6の部局とする。
- 8 入札参加申し込み
- (1) 提出書類
入札参加申請書
 - (2) 提出場所
6の部局とする。
 - (2) 提出期限
令和6年3月11日（月）午後4時00分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着）で行う。
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
6の部局とする。
 - (2) 提出期限
令和6年3月22日（金）午後5時00分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2番1号
福岡県こども療育センター新光園 会議室

(2) 日時

令和6年3月25日(月)午前10時00分

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない

い入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

15 契約書作成の要否
要（別紙様式）

16 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (2) 契約時の提出書類等は次のとおり
 - ア 業務履行証明書又は履行保証保険証券（契約保証金納付等が免除される場合）
 - イ 課税・免税事業者届
 - ウ その他契約書等に規定する書類